

議 事 録

議 長 ただいまから、令和 6 年 1 2 月定例農業委員会を開会させていただきます。

 まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

 なお、この会議は農業委員会等に関する法律第 3 2 条に「総会は公開する」旨が規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局 傍聴者はおりません。

 なお本日の委員会は、農業委員定数 1 4 名中 1 4 名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。

 また、推進委員は 6 名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は 5 件、ご報告申し上げます案件は 7 件となっております。

 署名委員は、新谷委員と西委員です。

 最後まで、よろしくお願い申し上げます。

 それでは議案第 3 3 号 1 番案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について

【 1 番案件 朗読】

 なお、議案第 3 3 号のすべての案件における農地法第 3 条第 2 項各号の判断については、お手元の別添調査書のとおり、いずれも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

 以上でございます。

地区委員 それでは議案第 3 3 号 1 番案件につきまして、ご説明させていただきます。

 まず調査は 1 1 月 3 0 日午前中に実施いたしました。出席者は、私と譲受人の●●氏。譲渡人の●●氏は●●市内在住で商売をされておりますが、腰痛でリハビリ中で出席できないということで、この申請手続きの代理人の●●氏が出席されました。来れないということでしたので、●●氏には電話でお話を聞かせてい

ただきました。

【場所説明】

申請地の真向かいが、譲受人の●●氏の自宅になります。ということですので申請地と●●氏の自宅は数メートルの距離にあります。

譲渡人の●●氏は、●●市内在住で自分では耕作できないということで、河内長野市在住の叔父である●●氏に長年にわたり、土地の管理をお願いしていたとのことです。

●●氏は、自分で食べる分の野菜を栽培しておられたようです。お隣という関係で●●氏と●●氏はここで親しくなられ、面積も広いので、数年前から●●氏に指導も受け●●氏が一部耕作されておられたとのことです。また、●●氏の自宅にはキウイ等も植えられていました。

私が見に行った現状は、畝があるものの、少し荒れている状況でした。●●氏が90歳を超えて耕作ができなくなってしまわれ、●●氏に声をかけられたという状況で、●●氏は、この土地を購入し、畑で野菜等を栽培し、広いので果樹も植えたいと意気込んでおられます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 ●●氏とこの土地の間は少し距離がありますが何があるのですか。

地区委員 1. 5mほどの水路があります。

委 員 農業をするにはもってこいの条件ということですね。

地区委員 そのとおりです。

議 長 他に皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第33号2番案件の朗読をお願いします。

事務局 【２番案件 朗読】

地区委員 それでは議案第３３号２番案件につきまして、ご説明させていただきます。
調査は、１１月２５日１４時から行い譲渡人の●●氏にお話を伺いました。譲
受人の●●氏は東京出張のため電話にて事情をお聞きさせていただきました。

【場所説明】

譲受人の●●氏は、農業経験については中学生のころ親の手伝いをしていた程
度とのことでしたが、１３年前から●●●●●●●●●●●●●●●●主任研究員の●●
氏の栗栽培研修会・栗次接ぎ木実践講習会等いろいろな研修を受けてきたとお
聞きしました。また、申請書には同センターで栗の研究をしている主任研究員
の●●氏からの推薦状も添付されていました。

年齢が７６歳ということで、今後農業経営を継続していけるのかが気になりま
したが、家族と一緒に手伝う等の後押しを受けており、将来は息子さんが引き継
ぐとお聞きしています。

農地の管理については、●●氏が自分で接ぎ木した栗を４０本先ほどお話しし
た●●●●●●●●●●●●●●●●で育苗されており、その中で状態のいい苗を植え、木
の根元部分には、ミョウガやフキを植える計画をされておられます。

譲渡人の●●氏は、柿・ミカン等の果樹を作っておられ、こちらの土地にまで
手が回らないということから、譲渡人に任せようというお考えでした。

以上のとおり、●●氏は、研修経験も積んでおられ、計画もしっかり立てて実
行しようとしておられますので、何ら問題はないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 苗は何本植えられるのですか。

地区委員 ●●●●●●●●●●●●●●●●で育苗している４０本の中から、状態のいい苗を１２
本植えると聞いています。

委 員 ●●委員はお父様の代から栗畑をされておられますが、栗１２本というと相当
な収量が見込まれますか。

委 員 相当な量です。

議 長 他に皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第 33 号 3 番案件の朗読をお願いします。

事務局 【3 番案件 朗読】

なお、この案件は、農地法第 3 条第 2 項第 2 号により、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合は、許可をすることができないとされていますが、同項のただし書の規定により、政令で定める相当な事由があるときは、この限りでなく、許可ができるとされております。

政令であります農地法施行令第 2 条第 2 項第 5 号をみますと、前項第 1 号イからニまでに掲げる事由が相当な事由とされておりまして、同号イには権利を取得しようとする者が法人であって、農地がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われていると認められることと規定されております。

今回の●●●●●●●●は、農薬の試験研究のために賃借権の設定を申請しているものであり、農地法第 3 条第 2 項ただし書の「政令に定める相当な事由があるとき」に該当すると考えます。

以上でございます。

地区委員 それでは議案第 33 号 3 番案件につきまして、ご説明させていただきます。

本件は、●●●●●●●●を被設定人、●●氏を設定人とする賃貸借権の設定に係る申請でございます。

調査は、11 月 28 日の午後から、●●●●●●●●の担当者である●●氏とお会いさせていただき、説明を聞かせていただきました。●●氏は元市の職員さんで、現在は一人暮らしをされておられます。高齢のため、電話で話を聞かせていただきました。

【場所説明】

●●●●●●●●は、当該申請地を畑として賃貸借し、農薬の試験をされておられました。10 月に議案として●●●●●●●●の案件が上がっていましたが、その時と同様農薬の汚染問題もなく、穏便に試験を継続されておられます。

本件につきましては、10 月の案件のように 40 年前から賃貸借されておられるというわけではなく、今回が 2 回目の更新案件となります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 ●●氏はおいくつくらいの方ですか。

地区委員 85歳で、この土地しか農地を所有しておられず、この土地は●●●●●●●●
●の研究所の奥まったところに位置しており、フェンスで囲まれています。

委 員 あまり外から見ても分からない場所ですか。

地区委員 そのような場所です。

議 長 他に皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第34号1番案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第34号 農用地利用集積計画の作成について

【1番案件 朗読】

なお、今回諮問があった案件は、すべて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の従事日数などの要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第34号1番案件につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、借り手である●氏と貸し手である●●氏との間で3年前に設定されました利用権について、その契約を更新するために申請されたものであり、今回で4度目の更新となります。

【場所説明】

借り手の●氏は、園芸専門学校である「●●●●●●●●」の実践コース及び「農業大学校」の短期プロ農家養成コースを修了した後、当該農地を借り受けて農業経営を始められました。

その後、同地区でさらに1反半を借り受けて、規模拡大を図り、現在では市内市場等への直売出荷、また、かぼちゃ、落花生などの作物に加え、トウキなどの「薬用作物」の栽培にも取り組んでおられます。

一方、貸し手の●●氏は、経営規模縮小のため、当該農地の管理を引き続き●氏に任せたいという意向を持っております。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第34号2番案件の朗読をお願いします。

事務局 【2番案件 朗読】

農林課 議案第34号2番案件につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、借り手である●●氏が経営規模を拡大するために、地主の●●氏との間で新たに利用権を設定するものであります。

借り手である●●氏については、以前市職員として勤務しつつ、自己所有地で農業をされていました。退職後も農業は継続されており、規模を拡大するために当該農地を借り受けることとなりました。

また、市内専業農家が結成する「河内長野市農業研究会」に今年度より入会し、遊休農地を活用した貸農園事業に協力されているなど、精力的に活動されている方です。

当該農地ではイチジクやみかん等の果樹を中心としつつ野菜類の栽培も行い、収穫した農産物はあすかてくるで河内長野店等に出荷するとのことです。

一方、貸し手の●●氏は、農業以外のお仕事との兼業であり、すべての農地を管理することが困難なため、当該農地を●●氏に任せたいという意向を持っております。

当該利用権設定により遊休農地の削減、当地区の農業振興並びに景観の保全についても有効な手段であると判断し、申請を受理し本諮問に至った次第でございます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようお願いいたします。

地区委員 議案第34号2番案件につきまして、ご説明申し上げます。

現地の立会いは、11月12日の午前中に行いました。

市の方からは農林課の●●氏、農業委員会事務局の●●係長、貸し手の●●氏、借り手の●●氏が同席されました。

【場所説明】

元々、貸し手の●●氏と借り手の●●氏とは、近所で知り合いであり、●●氏は、市職員として勤務しつつ、所有地の農地を耕作する傍ら、●●氏の農地の耕作の手伝いをされていました、

●●氏は、市職員を退職後、農業規模の拡大を考えておられたところ、●●氏が仕事をしながらすべての農地を管理していくことが大変なため、この農地を●●氏に任せたいとの申し入れがありましたので、このたびの貸借契約の話へと至りました。

この農地ではイチジクやみかんの果樹を中心に、一部野菜を栽培しようとしています。所有されている農地についてもきれいに栽培されていますし、今回申請されている農地に関しても、一部の土地について任されていて、きれいに栽培されていますので、この土地全体を任せても何も問題はないかと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 借り手の方は何歳くらいの方ですか。

農林課 ちょうど70歳の方です。

議 長 他に皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については認定としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

 これで審議案件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。

 本日、ご報告申し上げます案件は、7件でございます。

 ご質問、ご意見につきましては、すべての報告案件の説明終了後にたまわりたいと思います。

 それでは、報告第25号の案件2件について朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

 【案件 朗読及び説明】

議 長 続いて、報告第26号の案件3件について朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

 【案件 朗読及び説明】

議 長 続いて、報告第27号の案件2件について朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

 【案件 朗読及び説明】

議 長 以上、報告案件7件、ご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

 （なしの声あり）

議 長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議 長	垣 内 俊 夫	
署名委員	新 谷 直 美	
署名委員	西 定 彦	

協 議 会

協議事項

1 1月定例農業委員会について

開催日 令和7年1月8日（水）午後1時30分から

場 所 行政委員会室

2 活動記録カードについて（12月分）

3 令和6年度南河内地区農業委員会講習会について

開催日 令和7年2月18日（火）午後1時30分から

場 所 藤井寺市立市民総合会館（パープルホール大ホール）

4 大阪農業時報第867号について

令和 6 年 1 2 月定例農業委員会出欠状況

【農業委員 1 4 名・推進委員 6 名】

番号	氏 名	委 員 ・ 役 職 名	出欠状況	備 考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	議事録署名人
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
1 0	北谷 清一	推進委員	出席	
1 1	田中 一郎	農業委員	出席	
1 2	前田 一郎	農業委員	出席	
1 3	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
1 4	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
1 5	松浦 孝次	農業委員	出席	
1 6	池西 一郎	推進委員	出席	
1 7	小澤 勝	農業委員	出席	
1 8	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
1 9	中野 毅	農業委員	出席	
2 0	比嘉 一美	農業委員	出席	